

福岡市個人情報保護審議会目的外利用等審査部会 議事録

日 時	令和2年2月7日(金)
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出 席 者	<p>委員（五十音順，敬称略）</p> <p>石森 久広 五十川 直行 大神 朋子 田邊 宜克 村上 裕章（部会長）</p> <p>実施機関</p> <p>諮問第156号</p> <p>市民局総務部長 藤田 三貴 市民局総務部区政課長 川内 英樹 市民局総務部区政課 区政係長 福岡 友子</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 小川 直也 個人情報保護係長 佐藤 仁美 個人情報保護係 川崎 翔太</p>
議 題	<p>1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について</p> <p>2 個人情報の公益上の取扱いについて(諮問第156号)</p>

開会

（会長）

それでは、福岡市個人情報保護審議会 目的外利用等審査部会を開会する。
 本日は委員改選後最初の部会のため、審議会の会長である私が進行役を務める。
 本日は鳥越委員がご欠席だが、福岡市個人情報保護条例第 61 条で定める過半数の出席を満たしており、会議が成立することを報告させていただく。
 この会議は公開であり、傍聴者は5名である。
 傍聴者の方においては、お手元にお配りしている傍聴要領の記載事項を遵守し、審議中のご発言はご遠慮願う。
 議事録については、後日、事務局で作成後、ホームページにて公開されることになっている。
 なお、福岡市個人情報保護審議会運営要領第5条第1項では、部会の議事録は、会議の議題または論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とすることとされていることを申し添える。

議題 1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について

（会長）

部会長の選出については、条例第 60 条第 3 項において、部会に属する委員の互選によりこれを定めると規定しているので、推薦、ご意見等があればお願いします。

（委員）

村上会長に部会長を務めていただいておりますか。

（会長）

「私に、部会長を」というご意見があったが、よろしいか。

(委員) (丁承)

(部会長) それでは、私が部会長を務めさせていただく。

では次に、「部会長職務代理者の指名」について、条例第60条第5項において、「部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と規定しているので、私から石森委員を指名する。

議題2 個人情報の公益上の取扱いについて

(部会長) 個人情報の公益上の取扱いについて、条例第10条第2項第6号の規定に基づき、個人情報の目的外提供に係る諮問を受けているため、実施機関の説明をお願いします。

(実施機関) (諮問書及び資料について説明)

(部会長) 今の説明について、質問等あればご発言をお願いします。

(委員) 現在の閲覧事務について、どのくらいの人数が、どのくらいの期間をかけて行っているか。

(実施機関) 毎年4月下旬から6月にかけて、自衛隊の職員1～2人が区役所に出向き、1区につき2～4日間、全市では、令和元年度は25日間かけて、台帳から書き写している。また、令和元年度に書き写しをされた人数は、全市で4,813人である。

(委員) 4,813人は、対象となる年齢のうちのどれくらいか。

(実施機関) 令和元年度の18歳と22歳の人口の合計は、2万9,808人、約3万人である。

(委員) 台帳対象年齢のうちの4,813人を、どういう条件で抽出しているのか。

(実施機関) 選び方は不明だが、自衛隊に聞いたところ、25日間という制約の中で、この人数になっているとのことだった。

なお、3万人というのは18歳と22歳の全員の人数であり、東区だけは22歳も対象として申請があったが、東区以外は18歳のみの中から書き写しが行われた。

(委員) 収集した情報の利用目的は、(参考資料の)閲覧申請書によれば、「募集に関する案内の送付等」となっているが、送付は郵便によるのか。また「等」というのはどんな利用か。

(実施機関) 自衛隊福岡地方協力本部に確認したところ、案内の郵送は行っておらず、自衛隊職員が募集案内のチラシを郵便受けに投函しているとのことである。なお、「等」は、チラシの投函だけであると把握している。

(委員) 投函されているチラシは、どういったものか。

(実施機関) 区役所の窓口にも置いているパンフレット等と同等の内容であり、受験資格や採用試験の日程などが記載されているものである。

(委員) 参考資料の閲覧申請書には「裁断機にて裁断」と記載されているが、その後報告は受けているか。

(実施機関) 報告までは求めていないが、当課にて確認したところ、責任者立ち会いのもと複数名でシュレッダー処理をしたとのことだった。

(委員) 提供の範囲について、氏名・生年月日・性別・住所のうち、住所と氏名は必須で

あると感じるが、年齢については18歳と22歳と特定して提供を求められているため、生年月日まで記す必要がないのではないかと考えるが、提供が必要な理由があるか。

(実施機関) 年齢は、募集の種目に応じた説明会の案内を行うために必要だと聞いているが、生年月日がなくても、18歳か22歳かが分かればよいと確認している。一方、性別は、本人が自衛隊福岡協力本部に問い合わせた際の募集種目に応じた対応のために必要であるということである。

(委員) 本人なら、問い合わせがあった時に、自身が性別を言えばいい話だ。

(実施機関) その点は、委員の指摘のとおりである。

(委員) 現在の閲覧の方法は、台帳を閲覧し該当があったら書き取るため、今後、抽出によって、目にする該当者以外の情報は減ると思われるが、自衛隊が取得する情報は5,000人から3万人に増えるという面がある。この点について、個人情報保護の観点から所見をうかがいたい。

(実施機関) ポスティングする数は増加するとは思われるが、募集案内の事務に限られており、情報管理についても、閲覧申請書に記載があるように、厳格に対応されている。提供となった場合は、当然、より厳格な情報管理の徹底を依頼する考えであり、対象者が増えたとしても、個人の権利利益の保護が後退することはないと考える。

なお、自衛隊福岡地方協力本部は、本来、全員分の書き写しを望んでいるところ、人員や時間的制約の中で、現状の人数の書き写しになっていると聞いている。

(委員) 参考資料の閲覧申請書に「送付等」と書いてあっても、現実にはポスティングをされているということだが、仮に情報提供した場合、利用方法は限定できるのか。

(実施機関) 自衛隊福岡協力本部に確認したところ、引き続きポスティングで対応したいとのことだった。

(委員) ポスティングを超えて、例えばチャイムを鳴らすとか、ノックするとかいうことはないか。

(実施機関) 勧誘のための戸別訪問は、現在も行っておらず、また、そのような苦情も聞いていない。この名簿に関して、個別訪問がされることはないと確認している。

(委員) 仮に提供となった場合に、利用目的を限定することは可能か。

(実施機関) 情報を提供する場合に、利用目的はポスティングであると、明確に定めることも可能である。

(部会長) 諮問書には利用目的について記載されていないようだ。

(実施機関) 利用目的は、参考資料の、閲覧申請書と防衛大臣からの依頼文に記載のとおりである。

(委員) 参考までに、政令都市の状況や提供している場合の根拠について、情報があるか。

(実施機関) 他の政令市のうち、提供にしているのは、川崎市、京都市、大阪市、熊本市の4市だと聞いている。また、令和2年度から提供する方向で検討しているのは、浜松市、神戸市、岡山市と聞いている。これ以外にも、提供に向けての検討をしている政令市があるとも聞いている。

個人情報保護条例の根拠規定については、京都市と大阪市が「法令等に定めがあるとき」、川崎市と熊本市が「実施機関が独自に判断する相当な理由がある場合」という趣旨の規定に基づいて提供をされている。

- (委員) 京都・大阪に関し、法令というのは、条例とは別途の根拠か。
- (実施機関) 自衛隊法施行令の120条、「必要な報告または資料の提出を求めることができる」を法令として、法令等に定めがあるところで提供していると聞いている。
- (委員) 本市は、「法令に定めがあるとき」という、条例第10条第2項第1号ではないということか。
- (実施機関) 6号で審議をいただきたく、諮問している。
- (委員) 自衛隊法第97条、募集に関する事務で、「政令に定めるところ」によるとあり、政令に定める文言は、「必要な報告または資料の提出」である。これに、個人情報の提供が当然に入るとは解せないと考えるが、その点どう考えているかを確認したい。
また、政令120条の「必要な報告または資料の提出」に関し、これまで、この政令に基づいてどういう協力をしてきたのか。
- (実施機関) 自衛隊法第97条に関しては、提供までは書かれておらず、地方自治体が、法定受託事務として、自衛官募集事務を行うということに関する規定であると考え。
福岡市は、今まで、市政日より、地下鉄のポスターの掲示、区役所にパンフレットを配架するといった自衛官募集に関する事務を行っている。
自衛隊法施行令第120条に関しては、「資料の提出を求めることができる」という規定であり、住民基本台帳の4情報について、閲覧で対応しており、提出は行っていない。
- (委員) 6号は、さまざまな事情を総合勘案するということが一つ判断の基準になる。
これまで、書き写して裁断機で裁断していたが、諮問では、紙媒体または電磁的記録によるとしている。管理の方法に関し、電子情報の場合は、裁断はできないがどうするのか。その点、何らかの確認はしているか。
- (実施機関) 電磁的記録で提出する場合の想定として、住民リストをCD-ROMなどの媒体にコピーし、それを暗号化して提出することで、セキュリティの確保ができ、ペーパーレス化に繋がると考えている。
処分の方法については、CDなど媒体についても、シュレッダー機などにより、復元できないような形での処分をお願いすることになると思われる。
なお、自衛隊に確認したところ、データでのやりとりは情報管理の部分で問題があるため、紙媒体でもいいとのことだった。
ただ、諮問の二つ目に記載しているように、ある程度、国または地方公共団体の場合の包括的な承認を頂きたく、候補として、紙媒体もしくはデータを選択肢として残したうえで判断いただきたいということで、列挙している。
- (委員) 従来までのシステムと今回の今年の1月の刷新で変わったことは、抽出機能が備わったことで名簿を作成することができるようになったことだと理解している。
従前までの書き写しに代わって、現状でも、必要な対象者を絞って、抽出した名簿を作成し、閲覧することはできるが、今回、それを超えて提出に踏み切ろうとしている。しかも、紙媒体の提出だけでなく、電子媒体での提出も加わったところが、一番気になるところである。
システムの刷新によって抽出機能が備わったということなら、個人情報の観点から、必要な対象者を抽出した名簿を作成して閲覧させるということでもいいのか。それに加え、さらに提出まで、さらには、紙媒体を超えて電子媒体もありうるというその道筋を、直ちにつけることについての説明をお願いします。
- (実施機関) 確かに、現在も、抽出して閲覧をさせることができる。しかし、諮問書にも記載しているように、事務効率化の観点から、請求者の書き写しの事務の効率化にも繋がり、区役所市民課職員の立ち会いや、間違った情報を書き写していないかのチェック

クも不要となることから、事務の効率化に繋がると考えている。

(委員) 今の説明や諮問書からは、公益上の必要の、公益の中身がわかりにくい。今回は、個人情報取り扱いとしては、例外的に、本人の同意なく、外部に提供されるという取扱いである。法定受託事務も大事かもしれないが、個人情報の適正な管理というのは、自治事務として非常に重要な事務である。それをあえて、公益上の必要があるとして例外的に外部提供したいという時の公益が、人を配しないでいいとか、行政の効率に資するとかでは、ちょっと弱いのではないか。

公益として、例えば、自衛隊という重要な役割の有為な人材の募集に有益だとか、そのような公益を想像していた。そちらも諮問書には書いてはあるが、行政の効率だけではないということを再度確認したい。

(実施機関) 事務の効率化だけではなく、諮問書に記載のとおり、災害発生時の救援活動など、安心して生活する上で欠かせないのが自衛隊である。福岡市としては、法定受託事務を担うというところで、できる範囲での協力を行うということで考えている。

自衛隊の方との関係については、当然国防はもとより、災害の支援・救助に、非常に尽力いただいております、自治体とはまさに協力関係にある。当然法定受託事務という位置付けもあり、これまでの行政側の方針として、法定受託事務として、できる範囲で協力を行うということでやっている。

今回は、システム変更に伴ってできる範囲が広がったため、できる範囲での提供に踏み込めないかということで、審議をいただいている。

当然、法定受託事務という位置付けもあり、その意味で公益性があるのではないかとということも考えている。

(部会長) 法定受託事務だから公益性があるのだというのは、ちょっと短絡的な感じがする。公益上の必要があるというのは、外部提供することに公益性があるということであり、自衛隊が重要な役割を果たしていることはわかるが、法定受託事務だから公益性があるとか、あるいは事務が効率化するから公益性があるという説明には、やや違和感を覚える。

(委員) 提供に切り変えた場合に、こういったリスクが考えられ、こういった配慮が必要となるのか。

(実施機関) 閲覧と提供で特に自衛隊側の事務が変わるわけではなく、個人情報の取り扱いについても、きちんと鍵の付いたところで管理もされており、裁断も、決められた期間までに、きっちりシュレダーをかける処理をしていることも確認しているため、その対象が増えることや、閲覧と提供が変わることで、何か特に個人の利益の侵害になるとは考えていない。

ただし今後とも、提供の手続きについて定めた要綱等を作り、双方確認のもとで行いたいと考えている。

(委員) 防衛大臣からの、住民基本情報の提供についての依頼はどれぐらい前からあっているのか。直近なのか、もっと以前から提供についての依頼はあるものの、断って閲覧申請を出してもらっていたのか。

(実施機関) 資料は残っていないが、以前から、この紙媒体等での提供依頼は行われている。

(委員) 防衛大臣からの依頼に対し、提出はできないと回答した1ヶ月後ぐらいに、今度は閲覧での申請があり、これについて、従来どおり職員が立ち会って書き取りをされたという流れだと理解している。

そうすると、今後、もし仮に紙媒体もしくは電子媒体で提出を行う場合は、閲覧申請が不要になる。

そうすると、閲覧申請の時の手順を、提供の際にやれるかどうかまだ何もわからない。閲覧申請書のような、具体的な申請内容や管理方法、処分の時期など、何も、

今の段階では示されていないことになる。

(実施機関) 先ほども申し上げたとおり、提供する際は、管理方法や処分の方法等を明記した覚書などとして、要綱に基づいて、提供・提出するということを考えている。

(部会長) 他の政令指定都市において、すでに提供しているところがあるということだが、紙媒体か電子情報か、具体的にどうしているのか、場合によっては、本人が嫌という場合は提供しないとか、何か具体的な方法について情報はるか。

(実施機関) 川崎市と熊本市が紙媒体である。京都市は、紙媒体ではあるが宛名シールである。大阪市が電磁的媒体により提供と聞いている。

また、京都市については、自衛官募集という趣旨目的を踏まえ、情報提供を希望しない方については、宛名シールから除外するという対応も行っている。

(部会長) 具体的にはどうやっているか。

(実施機関) 京都市は、事前に一定期間、期間を設けて周知をし、希望しないという申し出があれば、宛名シールから外すという手続きをしていると聞いている。

(委員) 福岡市の場合は、郵送でなくポスティングを行うということだが、仮に閲覧ではなく情報提供するときに、明白なそういう意思を表示された方について、除外したものを示すことが、技術的に可能か。

(実施機関) 技術的には可能である。

(委員) 諮問②について、内容の確認であるが、諮問①のように、法令の根拠がなくても、今後、国または地方公共団体から住民基本台帳の閲覧請求があった場合について、紙媒体、電子媒体での提出が可能かという、一般的な諮問ということでもいいか。

(実施機関) その通りである。閲覧申請を受けることができる場合は、抽出の名簿ができるため、国又は地方公共団体から受けたときに提供ができるかについて、あわせて諮問している。

(委員) 要綱などを作るということではなく、答申を得たら、一般的に、それぞれの実施機関の判断で提供を行うということか。

(実施機関) そうである。先ほど、自衛隊とは協定等にて取り決める方向で考えていることを説明したが、提供する場合にも、同じような形をとることを考えている。

法律上、明確に提出せよということではなく、例えば、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に資料の提出を求められることができるといった、自衛隊法施行令と同様の表現の法令がいくつかある。そういった場合に、依頼を受けて包括的に対応できないかということでの諮問である。個人情報保護の観点から、個別に判断が必要であるというのも、当然ではあるが、こういった包括的なものができるかどうかを一応確認させていただくという趣旨で諮問させていただいた。

(委員) 閲覧の場合は、住民基本台帳法第 11 条第 3 項で、「市町村長は毎年少なくとも 1 回、第 1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、閲覧請求をした国又は地方自治体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表する」と書いてあるが、提供する場合に、閲覧と同様、国のどの機関がどんな請求をして提供したか、どんな理由だったかについて、何らかの形で公表するということは考えているのか。

(実施機関) 現在も、閲覧申請に関しては、福岡市ではホームページで公表しているが、提供が認められた場合も、同様に、提出内容について、市民に広く知っていただく必要があると考えているため、同様の方向で考えている。

(部会長) 若干法律論になるが、住民基本台帳法では、閲覧のみを認めている。それを反対解釈すれば、要するに、閲覧以外は認めないということになる。国の機関や地方公

共同体についても、閲覧しか認めないということは、逆に言うと住民基本台帳法は、閲覧以外、提供等は禁止しているとする余地もあると思う。そうすると、他の法令で明確に、禁止について例外を設けるような規定がなければ提供できないという考え方もできる。

他方、参考資料について説明があったように、国の答弁にて、一応、国の解釈としては、必ずしも住民基本台帳法によって禁止されていないと、明文規定はなくても許されるとなっているが、自衛隊の規定を見ると、かなり一般的な文言になっている。自衛隊法上は、ごくあいまいな規定しかなく、施行令でも資料の提出ということで、法令自体は、必ずしも明確に規定しているわけではないように思われる。この自衛隊法と施行令だけで、住民基本台帳法の例外を認めていると解釈することについて、見解を聞きたい。

また、仮にこの自衛隊法によって提出が認められるということであれば、他の自治体のように、1号に該当すると言ってもいいのではないかと思うが、そうではないということであるため、説明いただきたい。

(実施機関) 参考資料7ページにある、平成26年10月の内閣総理大臣答弁書に関しては、国の公式見解であると考えている。

また、福岡市から総務省に問い合わせたところ、自衛隊法97条、自衛隊法施行令120条の規定により、自衛官募集に関して市町村が提出することは、住民基本台帳法上問題はないと回答をされているため、住民基本台帳法の関係でいけば、提出することは特に問題がないのではないかと考えている。

いずれにしても、ご指摘の通り明確に法令で定められてないというのが、今回私どもも一番苦慮したところである。

なお、住民基本台帳法については、従来の紙台帳で管理している台帳は、複写したり、写真を撮らせるなどすると、その他の情報まで取られてしまうため、閲覧での書き写ししか認めていないが、データによって一覧表を作成できるようになった現時点では、少し時代に合っていないところがあるのではないかとは思う。しかし、法律で明確に定められ、閲覧だけということになっているため、現時点で個人情報を提供できる根拠としている、自衛隊法施行令第120条の、「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」であると考えている。

なおかつ、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要がある場合ということで、募集に関し必要な資料ということ、実際問題として、名簿以外にあまり考えられないため、国の見解としては、名簿を出すことについては問題がないと答弁されていると理解している。

(部会長) 一部自治体では、法令上の根拠あるということで提供を行っているが、福岡市としては、必ずしもそれほど明確な根拠がないので1号ではなく、6号であると考えているということか。

(実施機関) 1号の適用について慎重に考えた結果、6号で諮問している。

(委員) 確認であるが、直近で、対象の18歳、22歳の男性女性の数は、全市で3万弱だが、実際に書き写したのは4813という話だった。もしこれが、紙媒体、さらには電子媒体での提供となれば、3万件弱が全部行くことになる。

従来は、自衛隊の担当者は、全部ではなく、6分の1くらいの書き取りを行うにとどまっていたが、今回、書き取りから一気に紙媒体、さらには電子媒体になると、全体がいくこととなると理解しているが、そうなったとしても、事務の効率であるとか、公益上の理由があると考えているのか。

(実施機関) 募集のために名簿の提供を行うことは、公益性があると判断し、審議いただいている。確かに数は増えるが、公益上の必要性という部分については変わりがなく、数が増えることによって、情報の取扱いをより慎重に厳格にしていこうということとは

必要だと考えている。

(委員) 仮に、提供を認めるという方向で進めた時に、福岡市は、京都のような宛名シールというものを考えているのか、あるいは一気に電子媒体まで視野に入れているのか、今の段階の方向性を教えていただきたい。また、進めるとした場合の手順や情報提供を望まない方への対応など、条件付けを急ぐことになると思うが、そういった準備はあるか。

(実施機関) 提供については、引き続きポスティングを行いたいということであるため、宛名シールではなく、今まで通りの紙媒体でと考えている。他都市についてお話しした覚書についても、他都市の例も参考にしながら、目的外利用の禁止、複写や第三者提供の禁止等、個人情報の取扱いに関し、きちんと協定や覚書などを結んだうえで提供することを考えている。

(委員) 提供する情報として、生年月日、性別までいるのかという点は、細かいところだが、実は重要だろうと思う。いかがであるか。

(実施機関) 18歳の名簿と22歳の名簿ということで、提出すれば、生年月日は必要がないとのことだった。

性別については、問い合わせがあった時に男女の違いがあった方がいいとのことだが、先ほどご指摘があったように確認すれば済むことなので、必ずしも必要な情報とは言いきれない情報だと思う。

そのあたりは、ご意見を伺いながら、今後、要綱等をまとめ、情報管理も含めた制度構築を行っていきたいと考えている。

(委員) ここで再度、公益上の必要についての整理をお聞かせいただきたい。

(実施機関) まず繰り返しになるが、法定受託事務という位置付けになっているため、私どもとしては協力する立場にあると考える。

それに加え、当然自衛隊については、国防始め被災地支援などに、現在ご尽力いただいている状況であり、自治体とは協力関係にあることから、協力が必要ではないかと考えている。

一方で、諮問書にも書かせていただいているが、事務の効率化の観点というところもあり、公務を行うにあたり、最小の経費で最大の効果を得るというのも大原則であるため、そういったところで業務を行っていくということも、公益性の必要とまではいかなくとも、有益なことではないかと整理している。

(部会長) 他に質問はないか。質問等これ以上なければ、これから審議に移る。

まず諮問①について、公益上の必要があるとして、住民基本情報を紙または電磁的記録によって自衛隊に提供したいという実施機関の諮問について、その方法についてはまた後程議論するが、提供自体を認めてよろしいか、公益上の必要があるかという点について、まずご審議いただきたい。

何かご意見等あるか。

(委員) (反対意見なし)

(部会長) それでは、諮問①について、まず、提供の可否については、諮問通り公益上の必要があるとして提供して構わないとお見受けしたが、よろしいか。

(委員) 条件は付けることができるのか。

(部会長) それは、後ほど確認するが、とりあえず提供自体を認めてよろしいか。

(委員) (異議なし)

(部会長) それでは提供をお認めするということにしたいと思う。

続いて、もう少し具体的な内容について、提供にあたり、審議会として何か意見

を付すべきかどうかという点につき、ご意見をいただきたいと思う。

まず、提供媒体について、諮問では紙媒体または電磁的記録となっているが、この件につき、選択肢としては、紙媒体のみ、あるいは電磁的記録媒体のみ、あるいは諮問どおり紙媒体または電磁的記録媒体という選択肢があると思うが、何か意見等あるか。

(委員) 電子について、管理方法や渡し方が全然わからないため、認めづらい。基本的には紙にしていきたい。

(部会長) 自衛隊は紙でよいということであり、それ以上に付度することはないと思うが、いかがか。

(委員) 紙でよい。

(委員) (異議なし)

(部会長) では、この点については、紙媒体のみとする。

次に、提供する情報の範囲、特に生年月日や性別についてどうするかという点について、ご意見等あるか。

先ほど、実施機関からは、性別については必要ないのではないかとということと、生年月日も18歳と22歳で分ければ特に必要ないのではないかとというような意見があったと思う。この点については提供せず、18歳と22歳を分けて提供するというところでよろしいか。

(委員) (異議なし)

(部会長) 続いて、自衛隊における個人情報の取り扱いに関し、個人情報保護のために何らかの措置を求めることが必要かどうかについてご意見いただきたい。

先ほどからの議論では、利用目的は、当然のことだが、ポスティングのために使うということで、限定したらどうかというご意見が出たと思う。また、情報の取り扱いに関し、きちんと協定などを結んで、確実に廃棄させるとか、目的外利用を禁止するとか、そういった措置を講ずるといった話が出たが、何かご意見等あるか。

(委員) 福岡市民の個人情報が取り扱われているのであるから、福岡市として疑義が生じた場合には、適正な取扱い、管理、廃棄が確実にできたのか、少なくとも報告を求めることができるような、もう一歩立ち入った取扱いの検討を求めたい。

(部会長) 個人情報保護のために、目的外利用を禁止するなど、取扱いを厳正に行うことについての措置を講ずるよう求めるといったところでもよろしいか。報告を求めるということまで、具体的に答申に書いたほうがよいか。

(委員) 少なくとも書面で提出していただくなど、電話で聞いたら、そう答えてくれるというレベルからもう一歩踏み込んだ対応を求めたい。

(部会長) 書面など、処分されていることについて確実に確認できるような方法を講じていただく必要があるという趣旨でまとめたい。

他に何かあるか。

(委員) 本人や家族など、情報の提供を望まない市民への配慮というのは、極めて重要なプロセスだと考えるため、どういう形で対応するかを検討して、明確に市民に周知徹底されるよう、ぜひ要望でお願いしたい。

(部会長) 提供を望まない方について、きちんとした措置を講じることも求めるということだが、よろしいか。

(委員) 条件として加えるということか。

(部会長) そうである。

また、公表についても先ほど議論になったため、提供したことについて公表して

いただくということも付記してはどうかと考える。

(委員) 作業の事前と事後ということか。

(部会長) そうである。他に何か付すべき検討はあるか。

(委員) 公益上の必要について、口頭でも補足していただき、審議会としては一応確認ができたが、前提として、なぜこの名簿を提供しなければならないのか、正式に文章化を行って市民がよくわかるように説明していただきたい。

(部会長) 提供を望まない方からの申し出を受ける旨の周知を行う際に、きちんと公益上の理由について説明するということではいかがか。そのあたりも、答申に加える。

(委員) それに関連するが、説明を聞くと、行政の効率化ということが、かなり高い価値を占めているように思うが、個人情報保護とは全然ランクが違う。確かにそういうメリットもあるのかもしれないが、法定受託事務だからこれを提供するのが当然だとか、こういう効率化ができるから提供するのが当然だとかいった説明は、慎重に願いたい。もしそれだけなら反対するが、それだけではないと理解しているため、適正に判断をいただきたい。

(部会長) ほかに何かあるか。

(委員) (意見なし)

(部会長) では諮問①については、以上の意見をまとめて答申書に反映させたいと思う。続いて諮問②についてである。

公益上の必要があるとして住民基本情報を紙又は電磁的記録によって自衛隊以外の国等の機関に提供したいというのが諮問②であるが、この点についてはいかがか。

(委員) 公益上の必要が明らかになっておらず、個々の説明でも効率化の観点からとしか書いていないため、これは認められない。

(委員) 同意する。

(部会長) では、諮問②については、現時点で一概に公益上の必要性を判断することはできないため、提供はできないということよろしいか。

(委員) (異議なし)

(部会長) 以上で審議が概ね終わったと思うが、よろしいか。

(委員) (異議なし)

(部会長) 条例第 61 条第 1 項の規定により、ただいまの当部会の結論をもって、審議会の答申とさせていただきます。答申の文言については、部会長一任ということよろしいか。

(委員) (異議なし)

(部会長) それでは、以上をもって本日の目的外利用等審査部会を終了する。

議事終了 閉会